

評価対象種の基本的条件

哺乳類の評価対象種の基本的条件

- ・種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・亜種の実扱いは以下のとおりとする。これは、本見直しにおける評価の妥当性を担保する為の措置である。
 - ① 異なる陸塊（又は島嶼群）に分布するなど、分布範囲が明瞭な亜種については評価対象分類群として取り扱う
 - ② 一つの陸塊内に、分布境界が不明瞭な複数亜種がある場合には、それぞれを評価対象分類群として扱わず、記載年がより古い亜種に統合する
 - ③ 最新の研究成果から、亜種に分けることが妥当と考えられるものについては、別亜種として取り扱う
 - ④ 最新の研究成果から、亜種に分けることが妥当でない事が明らかなものについては、亜種を評価対象分類群として取り扱わない
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・純海産種は対象外だが、主に浅海域に依存するジュゴンは対象とする。

鳥類の評価対象種の基本的条件

- ・種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・生涯の大部分を海域で過ごす種であっても、定期的に日本近海に現れる種は対象とする。
- ・迷鳥（本来の渡りのコースや分布域から外れて渡来した鳥）は対象から除く。

爬虫類・両生類の評価対象種の基本的条件

- ・種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・沿岸域に生息するウミヘビ類は対象とする。

汽水・淡水魚類の評価対象種の基本的条件

- ・種または亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・淡水河川・湖沼から汽水域に生息する魚類を対象とする。海産魚類は対象から除く。

昆虫類の評価対象種の基本的条件

- ・種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・潮間帯以上、又は内湾及び汽水域に生息する種を対象とする。

貝類の評価対象種の基本的条件

- ・種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・陸域、河口域及び内湾の干潟等に生息する種を対象とする。

その他無脊椎動物の評価対象種の基本的条件

- ・種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・潮間帯以上、又は汽水域に生息する種を対象とする。

維管束植物の評価対象種の基本的条件

- ・種、亜種、変種を評価の単位とする。不稔性の雑種及び分類学上品種とされるものは、原則として対象から除く。
- ・海外から導入された種は対象から除く。
- ・浅海域に生育する種は対象とする。

蘚苔類の評価対象種の基本的条件

①評価対象とする単位

種、亜種、変種

②対象外とする種

- ・外来種
- ・近年に新種として記載された種（「近年」は5年が目安）
- ・疑問種（国内から記載又は記録されたが、長い間再検討されなかった種。分類学的に再検討を要する種。）
- ・一年生の種

藻類の評価対象種の基本的条件

①評価対象とする単位

種、亜種、変種（必要に応じて品種）

②対象外とする種

- ・外来種
- ・海の深所産の種
- ・微細藻類

地衣類の評価対象種の基本的条件

①評価対象とする単位

原則として種のレベルの分類群

②対象外とする種

- ・外来種
- ・疑問種（国内から記載又は記録されたが、長い間再検討されなかった種。分類学的に再検討を要する種。）

菌類の評価対象種の基本的条件

①評価対象とする単位

種、亜種、変種（必要に応じて品種）

②対象外とする種

- ・外来種
- ・近年に新種として記載された種（「近年」は5年が目安）
- ・疑問種（国内から記載又は記録されたが、長い間再検討されなかった種。分類学的に再検討を要する種。）
- ・肉眼的に確認できない種（2007年レッドリスト掲載種を除く）
- ・分離培養しないと確認できない種（2007年レッドリスト掲載種を除く）
- ・採集、認識に特別な経験、トレーニングが必要とされ、限定された人にしか見いだせない可能性が高い種